

常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration: PCA)

外務省

概要

- ◆ 1899年に採択された国際紛争平和的処理条約に基づき設立。**外交上の手段によっては処理できない国際紛争を仲裁裁判に付すこと**を容易にすることが目的(1907年に修正条約が採択)。現在の締約国数は**121か国**(日本は1912年以来締約国)。事務局はハーグ。
- ◆ 常駐裁判官はおらず、各締約国は裁判官(4名以下。任期6年、再選可)を任命し、名簿に登録できる(国別裁判官団)。
- ◆ 外務省は、PCAの主管官庁として、予算措置や国別裁判官等の任命等を所掌。日本は米、英、仏と並ぶ最大拠出国。



PCAは国際司法裁判所(ICJ)と同じく、ハーグの平和宮に所在

裁判

- ◆ 締約国以外であっても、PCAに事案を付託すれば訴訟当事者となれる。
- ◆ 国家間紛争のみならず、国・私人間の紛争、国際機関が一方当事者となる紛争に対しても開かれている。
- ◆ 最近の国家間仲裁の例としては、**比中仲裁裁判**、ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件などがある。

国際事務局

- ◆ 国際事務局は、事務総長1名及び局員から成り、裁判所書記局としての事務を処理する。事務総長の任期は5年。
- ◆ 仲裁裁判の支援(国際事務局による書記局機能、法廷施設及び法律支援業務の提供、事務総長による仲裁人の指名)を主要な業務とする。また、PCAの一層の利用促進を図るべく、仲裁付託の際のモデルとなる規則の作成等の活動を行っている。

